

事務連絡
令和2年5月29日

各区市町村介護保険担当課 御中

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス費の取扱いについて（情報提供）
（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
（第11報）」の間5関係）

日頃より、東京都の高齢者福祉行政の円滑な実施に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。
今般、標記の件につきまして、当課から厚生労働省に対して疑義照会を行いましたので、下記のとおり情報提供いたします。

記

【疑義照会内容】

（照会事項1） 第11報の間5に該当する場合、給付管理票は東京都国民健康保険団体連合会に提出する
のか？給付管理票を提出する場合、どのように記載するのか？

（厚生労働省振興課回答1）

- （1） 給付管理票の提出は必須である。
- （2） サービスの提供が無くても当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理票に
記載すること。

なお、計画単位数を「0単位」とした場合、エラー（エラーコードATTL）となる。

（照会事項2） 本取扱いの適用期間はいつからか。

（厚生労働省振興課回答2）

適用は5月実績分からとなる。

（臨時的な取扱いについては、事務連絡を発出した月から適用するルールとなっている。）

なお、適用の終期は現時点では決めていない。但し、自治体が地域の感染者の状況に応じて、臨時的取扱いの終了を定めることを妨げるものではない。

（照会事項3） 本取扱いは介護予防支援費についても同様と考えてよいか。

（厚生労働省振興課回答3）

良い。